

基発第0318011号  
平成17年 3月18日

大臣官房人事課長 殿

労働基準局長  
(公印省略)

職員の無報酬兼業について

標記について、別添のとおり申請があったところであるが、兼業許可して差し支えないと認められるので、よろしくお取り計らい願いたい。

無 報 酬 兼 業 伺

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 氏名(ふりがな)<br>おだ せい いち<br>小田 清 一 | 生年月日  | [REDACTED]                                   |
| [印]                            | 現住所   | [REDACTED]                                   |
| 官<br><br><br><br>職             | 所属局課名 厚生労働省労働基準局  | (職務内容と責任の程度)<br><br>安全衛生担当の部長                |
|                                | 所在地 東京都千代田区霞が関1-2-2   |  |
|                                | 官職名 安全衛生部長  |  |
|                                | 俸給 [REDACTED]   |  |
| 兼<br><br><br>業<br><br><br>先    | 勤務先 国立大学法人東京医科歯科大学医学部   | (職務内容と責任の程度)<br><br>医療制度・医療関連法規について、学生に講義を行う |
|                                | 所在地 東京都文京区湯島1-5-45  |  |
|                                | 職名 非常勤講師  |  |
|                                | 勤務時間<br><input type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> 非常勤 8時00分から12時00分まで<br>年 1 回 1回当たり約 4 時間                                  |  |
|                                | 兼業予定期間 <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続<br>平成17年 4月 1日から<br>平成18年 3月31日まで                                       |  |
| 兼業が官職に与える影響                    | (割り振られた正規の勤務時間の一部をさく必要のある場合は、さく時間数を記入する)<br><br>講義は年1回の予定であり、1回4時間程度であるため、官職に与える影響はない。<br>また、勤務時間内に開催される場合は、年次休暇を取得し対処することとし、官職に支障が生じる場合は兼業を放棄する。 |  |
| 兼業を必要とする理由                     | 国立大学法人東京医科歯科大学医学部において、学生に医療制度・医療関連法規の講義を行うことは、職務上得た専門知識・経験等を社会に還元するとともに、公務の活性化に資するものであることから、非常勤講師となることは適当であると考えます。                                |  |